

○中能登町上下水道料金等審議会設置要綱

平成31年4月10日

告示第40号

(設置)

第1条 中能登町の上下水道料金等について、中能登町水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、必要な事項を審議するため中能登町上下水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 受益者の代表者
- (3) その他管理者が特に必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、諮問事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前においては、管理者が招集する。

- 2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、中能登町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償条例（平成17年中能登町条例第40号）の規定に準じて支給するものとする。

る。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。